



お知らせ

鈴鹿市交通安全計画案への意見を募集します

交通防犯課 ☎382-9022 ☎382-7603

✉kotsubohan@city.suzuka.lg.jp

交通事故のない社会の実現を目的に、「鈴鹿市交通安全計画」の策定を進めています。このたび、計画の素案がまとまりましたので、皆さんからのご意見を募集します。

対象

- ・市内に在住・在勤・在学の方
- ・本市に納税義務を有する方
- ・本案に利害関係を有する方

募集期間

7月5日(月)～8月5日(木)(当日消印有効)

閲覧場所

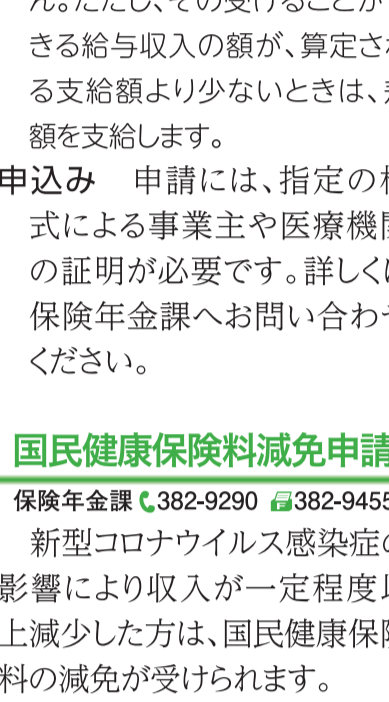
交通防犯課(市役所本館5階)、総務課(市役所本館4階)、地区市民センター、市ホームページ

提出方法

件名「鈴鹿市交通安全計画案への意見」、住所・氏名・意見を記入の上、直接、郵送、ファクスまたは電子メールで交通防犯課(〒513-8701 住所不要)または直接地区市民センターへ

※提出された意見は、個人が特定されないように類型化してまとめ、回答とともに市ホームページなどで公表します。個別の回答はしません。

※本案に直接関係のないご意見は、一般的な市への意見として取り扱います。



国民健康保険傷病手当金支給の適用期間延長

保険年金課 ☎382-7605 ☎382-9455

国民健康保険傷病手当金支給の適用期間を、令和3年9月30日(木)まで延長します。

対象

鈴鹿市の国民健康保険に加入している被用者(給与の支払いを受けている方)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない期間のある方

適用期間

令和2年1月1日から令和3年9月30日(木)の間で、療養のために労務に服することができない期間

※入院が継続する場合などは、最長1年6カ月まで延長されます。

支給額

(直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数

※支給対象日数とは、労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日数です。

※給与収入の全部または一部を受け取ることができる方は、その期間中は傷病手当金を支給しません。ただし、その受け取ることができる給与収入の額が、算定される支給額より少ないときは、差額を支給します。

申込み

申請には、指定の様式による事業主や医療機関の証明が必要です。詳しくは保険年金課へお問い合わせください。

国民健康保険料減免申請

保険年金課 ☎382-9290 ☎382-9455

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度以上減少した方は、国民健康保険料の減免が受けられます。

対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年中の主たる生計維持者の事業収入などが令和2年中の収入に比べ10分の3以上減少した世帯

※株式取引の損失は除きます。

必要書類

- ・減免申請書
- ・令和3年中の1年間の収入の見込みが分かる資料(給与明細、売上げの分かる帳簿、申請日以後の収入の見込みをまとめたものなど)

※減免申請書は、市ホームページで入手できます。

※直接窓口に来られる方は、本人確認書類(マイナンバーカードなど)が必要です。

申込み

直接または郵送で保険年金課(〒513-8701 住所不要)へ

国民健康保険「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請

保険年金課 ☎382-7605 ☎382-9455

現在発行している認定証の有効期限は7月31日(土)です。8月以降も継続して交付を希望される方は、7月8日(木)以降に再度ご申請ください。

申込み

直接または郵送で保険年金課(〒513-8701 住所不要)または直接地区市民センターへ

※所得区分については、保険年金課へお問い合わせください。

※申請には、本人確認できるもの(運転免許証など)と個人番号(マイナンバー)が確認できるものが必要です。

※申請書は市ホームページで入手できます。

※国民健康保険料に未納がある70歳未満の方には、認定証を交付できません。

※地区市民センターおよび郵送で申請された方には、郵送で交付します。

国民年金保険料免除・猶予制度

保険年金課 ☎382-9401 ☎382-9455

本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて、国民年金保険料免除・猶予制度が利用できます。

原則として、毎年申請の手続きが必要です(令和2年度免除申請で全額免除や納付猶予が承認されており、継続審査の承認を受けた方は除く)。

※所得によっては、対象にならない場合があります。

持ち物

本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)、年金手帳

※本人・配偶者・世帯主の中に令和元年12月31日以降に退職(失業)した方がいる場合は、雇用保険の離職票または受給資格者証の写しをお持ちください。失業などによる特例により、免除または猶予が承認されやすくなる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

申込み

保険年金課、地区市民センター、年金事務所

問合せ

津年金事務所(〒514-8522 津市桜橋3-446-33 ☎059-228-9112)

鈴鹿市国民健康保険健康診査の開始

保険年金課 ☎382-9401 ☎382-9455

対象の方に受診券を送付しました。自身の健康状態を把握するためにも、11月30日(火)までに受診しましょう。

※受診できる医療機関は、受診券の送付時に同封した一覧表でご確認ください。

※鈴鹿市国民健康保険以外の方や資格を喪失した方の健診は、加入している医療保険者(保険証に記載)にご確認ください。

持ち物

特定健康診査または30歳代健康診査の受診券、質問票、自己負担金(受診券に記載)、鈴鹿市国民健康保険被保険者証(短期被保険者証、資格証明書を含む)

注意事項

・新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、健診を予定どおりに実施できなくなる場合があります。

・受診の際は、必ずマスクの着用をお願いします。

・発熱や風邪症状などがある場合は、健診の受診をお控えいただくか、受診日の変更をお願いします。

◆特定健康診査

高血圧や糖尿病などの生活習慣病、特にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防に着目した健康診査です。

対象

鈴鹿市国民健康保険加入者で、次の全てに該当する方

- ・昭和21年9月1日～昭和57年3月31日生まれの方(令和3年度中に40～74歳(一部75歳)になる方)
- ・令和3年9月上旬までに届け出をして加入した方
- ・受診時に継続して加入している方

※健康診査実施期間中に75歳になる方は、誕生日前日までが有効期間です。

※5月中旬から9月上旬までに届け出をして加入した方には、加入時期に応じて8月中旬から10月中旬までに受診券を送付します。

※勤務先などで健診を受診された方は、健診結果の提出にご協力ください。詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。

◆30歳代健康診査

体や心の変化が表れ始める30歳代の方の生活習慣病予防を目的に、新たに健康診査を実施します。

対象

鈴鹿市国民健康保険加入者で、次の全てに該当する方

- ・昭和57年4月1日～平成4年3月31日生まれの方(令和3年度中に30～39歳になる方)
- ・令和2年4月1日以前から鈴鹿市国民健康保険に継続して加入している方

がん検診が始まりました

健康づくり課 ☎327-5030 ☎382-4187

日本では、生涯に二人に一人ががんにかかるといわれています。定期的に検診を受け、がんの早期発見、早期治療を行うことが大切です。ご自身の健康のために、ぜひこの機会に検診を受けましょう。

対象

鈴鹿市に住民登録のある方で、職場などで受診する機会がない方

期間

令和4年2月28日(月)まで

※がん検診の種類や受け方については、広報すずか6月5日号と同時に配布した冊子「がん検診と保健事業のご案内」をご覧ください。

※冊子「がん検診と保健事業のご案内」は、健康づくり課、市役所本館1階市民ロビー、地区市民センターなどで入手できます。

県営住宅7月定期募集

住宅政策課 ☎382-7616 ☎382-8188

北勢ブロック(桑名市、川越町、四日市市、鈴鹿市、亀山市)にある県営住宅の入居者を募集します。

申込み

7月31日(土)まで(当日消印有効)に、申込用紙に必要事項を記入の上、郵送で鈴鹿亀山不動産事業協同組合(〒510-0253 寺家町1085-1 ☎373-6802)へ

※申し込み用紙は、三重県各建設事務所または鈴鹿亀山不動産事業協同組合の窓口で入手できます。

健康づくり

健康づくり課 ☎327-5030 ☎382-4187

日本では、生涯に二人に一人ががんにかかるといわれています。定期的に検診を受け、がんの早期発見、早期治療を行うことが大切です。ご自身の健康のために、ぜひこの機会に検診を受けましょう。

対象

鈴鹿市に住民登録のある方で、職場などで受診する機会がない方

期間

令和4年2月28日(月)まで

※がん検診の種類や受け方については、広報すずか6月5日号と同時に配布した冊子「がん検診と保健事業のご案内」をご覧ください。

※冊子「がん検診と保健事業のご案内」は、健康づくり課、市役所本館1階市民ロビー、地区市民センターなどで入手できます。

お知らせ

低所得の子育て世帯に 対する子育て世帯 生活支援特別給付金

子ども政策課 ☎382-7661 📠382-9054

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、給付金を支給します。

対象 平成15年4月2日から令和4年2月28日までの間に出生した児童(特別児童扶養手当の対象となる児童は20歳未満)を養育する方で、次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和3年度(令和2年中)住民税(均等割)非課税世帯のうち令和3年4月分から令和4年3月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している世帯(申請不要)
- ② 令和3年度(令和2年中)住民税(均等割)非課税世帯のうち①以外の世帯(申請必要)
- ③ 令和3年1月以降の家計急変者(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方)(申請必要)

※支給対象者③の給付については、申請者および配偶者の収入制限があります。詳しくは、子ども政策課へお問い合わせください。

※子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の対象となった児童については、本給付金の対象から除かれます。

※令和3年度の所得が未申告の方は、別途申請が必要です。

支給額 児童一人当たり、一律5万円

支給方法

①の方:7月下旬から順次児童手当または特別児童扶養手当の指定口座へ振込予定

※対象の方へ通知します。

②・③の方:申請内容を審査の上、8月以降順次支給予定

申込み ②・③の方は、7月15日(木)から令和4年2月28日(月)までに子ども政策課へ

※申請様式は、子ども政策課窓口または市ホームページで入手できます(希望者には、郵送で送付します)。

公用車売却(解体処分)を 一般競争入札により 売却します

消防課 ☎382-9154 📠383-1447

とき 8月4日(水)10時から

ところ 消防本部3階 消防課

※郵便入札により実施します。入札にあたっては、「公用車売却(解体処分)説明書」を熟読し、不明な点は事前にお問い合わせください。

申込み 7月20日(火)から28日(水)まで(土・日曜日、祝日を除く9時～17時)に、申込書を直接または郵送で消防課(〒513-0802 飯野寺家町217-1)へ

※詳しくは「公用車売却(解体処分)説明書」をご覧ください。

※申込書および「公用車売却(解体処分)説明書」は、消防課窓口または市ホームページで入手できます。

◆車両の公開

とき 7月20日(火)～28日(水)9時～17時(土・日曜日、祝日を除く)

ところ 消防本部敷地内

※現地での説明、試乗や試運転は行いません。

※入札に参加される方は、売却車両を直接見てお確かめください。

物件	車名	初年度登録	車検有効期限	走行距離 (令和3年5月現在)	予定価格 (最低売却価格)	備考
1	消防車	平成20年1月	令和2年1月9日	179,503km	24万円	(Nox・PM)適合
		平成19年3月	令和3年3月22日	107,642km		
		平成17年8月	令和3年8月9日	179,634km		
		平成17年3月	令和3年3月6日	175,299km		
		平成17年3月	令和3年3月6日	273,483km		

※5台まとめて1つの物件として売却します。

※予定価格(最低売却価格)には、消費税および地方消費税は含まれていません。

第53回鈴鹿市美術展の 作品募集

(公財)鈴鹿市文化振興事業団

☎384-7000 📠384-7755

📍<http://www.s-bunka.net/>

対象 市内に在住・在勤・在学し、高校生以上の年齢の方

部門・規定

部門	規	定
日本画	10号以上60号以内で額縁付(ただし、60号は縦横のみ)	アクリル付額縁は不可 ただし、墨彩画についてはアクリル付額縁可
洋画	20号以上80号以内で額縁付	ポスターなどはパネル張り 水彩画、版画はアクリル付の額縁可
彫刻	手動可能なもので 縦横とも長辺が2m以内、高さ2.5m以内	著しく破損しやすい作品は不可
美術工芸	・立体作品 50cm四方立方以内 (3辺1m以内) ※125,000円以内 ・平面作品 縦2m、横1.2m以内とし 展示できる形態のもの(額縁など)	アクリル付額縁は可 著しく破損しやすい作品は不可
写真	・パネルの規格 木製50cm×40cm以上73cm×61cm以内 ・組写真 パネルの規格と同じ	額縁は不可 パネルに「つり金具」を一切付けないこと
書道	・額装または裱装 仕上げ寸法は半切以上12平方尺以内 縦210cm(7尺)・横182cm(6尺)以内 ・折帖、巻子 縦45cm以内×横300cm以内	作品は全て表装 額装以外は所定の様式(1/4か大)の釈文を添付 アクリル付額縁は不可。ただし篆刻は可 軸装の出品は不可 高校生作品は額装可(金紙引可)

※自作の未発表の作品で、1部門につき一人1点とします(複数部門への1点ずつの出品可)。

※共同作品やコラボ作品は、出品できません。

※どの部門に出品するかは、出品者の意向を尊重します。

※日本画・洋画・美術工芸の額装作品は、必要最低限のつり金具だけを付けてください。

※全ての作品において、ガラス付き額縁は出品できません。

※乾燥していない作品は出品できません。

出品料 作品1点につき1,000円(高校生無料)

※作品搬入時に出品料を徴収します。

◆出品手続き

申込み 10月13日(水)から20日(水)まで(18日(月)・19日(火)を除く9時～17時)(必着)に、申込書に必要事項を

記入の上、直接または郵送で(公財)鈴鹿市文化振興事業団(〒513-0802 飯野寺家町810)へ

※申込書は、文化振興事業団ホームページで入手できます。

※申込書は切り離さずに提出してください。

作品の搬入 10月23日(土)9時30分から16時まで、または10月24日(日)9時から12時までに文化会館へ

◆公開審査

とき 10月26日(火)10時から

※インターネットで審査の様子を配信予定です。

◆展覧会

とき 11月10日(水)～14日(日)9時～17時(最終日16時まで)

ところ 文化会館

内容 入賞・入選作品および会員・審査員からの出品作品の展示

入場料 無料

※ギャラリートークはありません。

※詳しくは、文化振興事業団ホームページをご覧ください。なお、内容が変更になる場合があります。

お知らせ

令和3年度 介護保険負担限度額 認定申請受付

鈴鹿亀山地区広域連合

☎369-3201 📠369-3202

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所サービス(ショートステイ)利用時の自己負担費用のうち、食費、居住費(滞在費)は、申請により負担が軽減されます。

対象 次の条件をいずれも満たす方

- ・本人、配偶者および世帯全員が、市町村民税 非課税であること
- ・預貯金などが、基準額を超えていないこと

※虚偽の申告により不正に支給を受けた場合は、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額の返還および加算金を求められることがあります。

対象となる預貯金など

現金、預貯金(普通、定期)、有価証券(株式、国債、地方債、社債など)、投資信託、金・銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属、負債(借入金、住宅ローンなど)

※生命保険、自動車などは対象外です。

所得ごとの基準額

所得	預貯金などの基準額
合計所得金額+課税・非課税年金収入額が80万円以下の人	単身650万円以下 (夫婦1,650万円以下)
合計所得金額+課税・非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身550万円以下 (夫婦1,550万円以下)
合計所得金額+課税・非課税年金収入額が120万円超の人	単身500万円以下 (夫婦1,500万円以下)

※国の制度改正により、令和3年8月から基準額が変更になります。

※第2号被保険者(65歳未満の被保険者)は、合計所得金額+課税・非課税年金収入額にかかわらず、単身の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下が対象となります。

認定有効期間 申請月の1日~令和4年7月31日(日)

申請に必要な物

- ・介護保険負担限度額認定申請書兼同意書

※鈴鹿亀山地区広域連合ホームページで入手できます。

- ・預貯金に関する通帳など(直近2カ月以内の残高が確認できるもの)の写し(配偶者がいる方は配偶者の通帳)

※生活保護受給者は不要です。

申込み 鈴鹿亀山地区広域連合(市役所西館3階)へ

※現在交付されている「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は、7月31日(土)までです。8月1日以降も継続して認定を受けようとする方は、8月31日(木)まで(必着)に、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課へ

◆食費・居住費の特例減額措置

市町村民税課税により介護保険負担限度額認定に該当しない方で、施設に入所したことにより残された世帯員の生計が困難になる場合には、特例減額措置制度があります。下記の主な条件に該当する場合は、ご相談ください。

認定を受ける主な条件

- ・属する世帯の構成員の数が2人以上であること
- ・世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が、80万円以下であること
- ・世帯全員の合計預貯金などが450万円以下であることなど

放課後児童クラブの 放課後児童支援員および 児童募集

子ども政策課 ☎382-7661 📠382-9054

放課後児童クラブは、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、放課後から18時ごろまで、保護者に代わって児童をお預かりする場です。現在、次の放課後児童クラブで、放課後児童支援員や補助員および児童の募集を行っています。詳しくは、直接、放課後児童クラブにお問い合わせください。

※放課後児童支援員とは、保育士などの資格をお持ちの方で、都道府県が行う研修を修了した方です。補助員については、必要な資格はありません。

※掲載時点で募集を締め切っている場合があります。

小学校区	放課後児童クラブ名	所在地	電話番号	放課後児童支援員等募集	児童募集
庄野	庄野小学校区放課後児童クラブ コスモス	庄野東二丁目5-35	☎379-0811	○	○
牧田	牧田小学校区放課後児童クラブ ひかりっ子	卯田東町10-1-3	☎375-2468	○	○
白子	白子小学校区放課後児童クラブ たんぽぽ	白子二丁目7-38	☎388-2774	○	○
鼓ヶ浜	鼓ヶ浜小学校区放課後児童クラブ いそやまっ子	東磯山二丁目26-18	☎387-6012	○	○
旭が丘	旭が丘小学校区放課後児童クラブ アサヒっ子	白子町2006-1	☎380-2311 (大田原支店)	○	○
梅園	梅園小学校区放課後児童クラブ さんく	中畑が丘四丁目6-7	☎090-2638-3939	○	○
豊谷	豊谷小学校区放課後児童クラブ あおやま 第1・第2	梅園町三丁目10-1	☎387-0371	○	○
蛸生	放課後児童クラブ 日の本クラブ蛸生	北江東町4-3-8	☎368-1223	○	○
鹿野	放課後児童クラブ 日の本クラブ鹿野・鹿野2	北生二丁目14-3-3	☎387-2677	○	○
鹿生	鹿生小学校区放課後児童クラブ ビースト名	鹿生町2329-3	☎384-0130	○	○
一ノ宮	一ノ宮小学校区放課後児童クラブ スマイル	桂高二丁目4-29	☎367-1711	○	○
長太	放課後児童クラブ 遊遊	高岡町2665-2	☎369-2780	○	○
箕田	箕田児童学習館	長太新町二丁目10-13	☎385-5331	○	○
箕田	箕田小学校区放課後児童クラブ ぽんぽん	笠原二丁目14-1-19	☎395-1003	○	○
玉田	玉田小学校区放課後児童クラブ 玉田レインボー・2組	笠原中一丁目6-11	☎385-3415	○	○
神宮	神宮小学校区放課後児童クラブ 来っ子	東玉田町523-1	☎373-4734	○	○
瑞	瑞小学校区放課後児童クラブ ビースト名	瑞町1250-1	☎324-7472	○	○
伊伊	伊伊小学校区放課後児童クラブ 来っ子	伊伊町1250-1	☎090-2672-0655	○	○
新西	新西小学校区放課後児童クラブ いのち実	五初町1068	☎388-1187	○	○
栄	栄小学校区放課後児童クラブ 栄	栄町3144-1-8	☎374-5511	○	○
梅	梅小学校区放課後児童クラブ ひまわり	山崎町1255-4 (山崎児童学習館)	☎371-2300	○	○
伊伊	伊伊小学校区放課後児童クラブ なごみ	伊伊町1693-1	☎090-2672-0655	○	○
内内	内内小学校区放課後児童クラブ 学童だけっこクラブ	東内内町2458-1	☎371-2317 (内内児童学習館)	○	○
井田川	井田川小学校区放課後児童クラブ 井田川っ子	和歌東町114	☎370-2353	○	○

有 料 広 告

ご融資額 **350万円以内**
お子さま1人あたり

ご入学前のおもった費用の準備が可能
固定金利長期返済が可能
40年以上の取扱実績

ご相談・お問い合わせは
教育ローンセンター
☎0570-008656

※日曜日、祝日、年末年始(12月31日~1月3日)はご利用いただけません。ナビダイヤルがご利用いただけない場合は、03-5321-8656におかけください。

JFC 日本政策金融公庫

● 広報すずか ● 鈴鹿市ホームページ

10-12月掲載分
22年1-3月掲載分

広告募集中

ご相談に応じます。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先
株式会社 亜細亜エンタープライズ
〒514-0831 三重県津市自由ヶ丘一丁目17番1号
TEL 059-374-0170 FAX 059-374-3718
担当: 竹尾 pacific.take@gmail.com

技能実習生紹介

三重ものづくり協同組合

技能実習制度とは法務省入国管理局が実施している制度で、発展途上の経済発展・産業振興の担い手となる人材育成を行うために、諸外国の若年労働者を日本の企業が受け入れ、産業上の技能修得を目的としたもので、我が国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。

お問い合わせ先 ☎514-0831 三重県津市本町34番6号
TEL 059-374-0170 FAX 059-374-3718
担当: 龍村 j-tatsumura@isenp.jp

ともに、時をつなぐ。

第一不動産販売

不動産に関するお問合せはカスタマーサービスセンター(CSC)まで
☎0120-171-172

株式会社第一不動産販売
(公社)三重県宅地建物取引業協会会員 三重県知事(4)2840号
■本社 鈴鹿市福島町七丁目16番地の3 ■四日市店 四日市市龍訪町3番16号東園ビル203
営業時間 10:00~18:00 定休日/毎週水曜日 T-POINT

※「広報すずか」の発行経費の一部に充てるため、有料広告を掲載しています。内容に関する責任は広告主に帰属します。

※有料広告掲載に関するお問い合わせは、情報政策課(☎382-9036)へ

お知らせ

フルタイム会計年度任用職員(面接相談員)募集

保護課 ☎382-7640 📠382-7607

対象 次の全てに該当する方
 ・社会福祉士資格を取得している方
 ・福祉関係の職場で1年以上の実務経験がある方
 ・地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方
 ・パソコン操作(入力、検索など)ができる方

業務内容 生活保護申請相談に対する適正な助言および指導業務

勤務条件 月額19万3,900円で、各種手当(期末手当、通勤手当など)があります。

定員 1人

申込み フルタイム会計年度任用職員採用試験申込書に必要事項を記入し、資格を有することを証する書類の写しを添えて、直接または郵送で保護課(〒513-8701 住所不要)へ

※申込書は、直接保護課へご請求ください。郵送を希望する場合は、封筒の表に朱書きで「フルタイム会計年度任用職員採用試験申込書希望」と記入し、94円切手を貼った返信用封筒を同封の上、郵送で保護課へ請求してください。

※採用試験は個別面接試験で、試験の日時は相談の上決定します。

納税の休日・夜間窓口

納税課 ☎382-9008 📠382-7660

◆**休日窓口**
とき 7月25日(日)9時~12時

◆**夜間窓口**
とき 7月29日(木)・30日(金) 17時15分~20時

ところ 納税課

内容 市税の納付、納税相談、口座振替の手続きなど

※北通用口は利用できません。南玄関からお越しください。

第30回鈴鹿市文芸賞の作品募集

(公財)鈴鹿市文化振興事業団
 ☎384-7000 📠384-7755
 🏠<http://www.s-bunka.net>

対象 市内に在住・在勤・在学または市内の文化団体などに所属している方

※前回(第29回)の一般の部で最優秀賞を受賞した方は、今回同じジャンルへの応募ができません。

※ジュニアの部は、中学生以下に限ります。

出品料 一般の部は1作品につき1,000円、ジュニアの部は無料

申込み 7月6日(火)から10月31日(日)までに、郵送で(公財)鈴鹿市文化振興事業団(〒513-0802 飯野寺家町810)へ

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での作品提出にご協力ください。

※詳しくは、文化振興事業団ホームページをご覧ください。

◆**一般の部**

ジャンル	応募規格	賞
散文	小説・評論等 400字詰め原稿用紙で本文50枚以内	最優秀賞 1人以内(賞状と賞金5万円) 優秀賞 1人以内(賞状と賞金2万円) 奨励賞 若千名(賞状と図書カード)
	エッセイ 400字詰め原稿用紙で本文20枚以内	最優秀賞 1人以内(賞状と賞金5千円) 優秀賞 1人以内(賞状と賞金2千円) 奨励賞 若千名(賞状と図書カード)
アフォリズム(警句)	1句80字以内 1人5句以内 (タイトル不要)	最優秀賞 1人以内(賞状と賞金1万円) 優秀賞 1人以内(賞状と賞金5千円) 奨励賞 若千名(賞状と図書カード)
	短詩(漢詩含む)	最優秀賞 1人以内(賞状と賞金3万円) 優秀賞 4人以内(賞状と賞金1万円) 奨励賞 若千名(賞状と図書カード)
短歌文学	短歌 1作品10首	最優秀賞 4人以内(賞状と賞金1万円) 優秀賞 4人以内(賞状と賞金5千円) 奨励賞 若千名(賞状と図書カード)
	俳句 1作品10句	最優秀賞 4人以内(賞状と賞金1万円) 優秀賞 4人以内(賞状と賞金5千円) 奨励賞 若千名(賞状と図書カード)
	川柳 1作品10句	最優秀賞 4人以内(賞状と賞金1万円) 優秀賞 4人以内(賞状と賞金5千円) 奨励賞 若千名(賞状と図書カード)

◆**ジュニア(小・中学生)の部**

ジャンル	応募規格	賞
作文・童話等	400字詰め原稿用紙で本文20枚以内	最優秀賞 4人以内(賞状と図書カード) 優秀賞 4人以内(賞状と図書カード) 奨励賞 若千名(賞状と図書カード)
詩	3編まで	最優秀賞 4人以内(賞状と賞金3万円) 優秀賞 4人以内(賞状と賞金1万円) 奨励賞 若千名(賞状と図書カード)
短歌	1編	最優秀賞 4人以内(賞状と賞金3万円) 優秀賞 4人以内(賞状と賞金1万円) 奨励賞 若千名(賞状と図書カード)
俳句・川柳	3句まで	最優秀賞 4人以内(賞状と賞金3万円) 優秀賞 4人以内(賞状と賞金1万円) 奨励賞 若千名(賞状と図書カード)

※作品は日本語で書かれたものに限ります。

※応募は、自筆またはパソコンを使用した作品で未発表のものに限ります。

※アフォリズム(警句)とは「人生や世情などを軽い批評精神やユーモアやアイロニーで表現した短文」を言います。

※一般部門「小説・評論等」「エッセイ」にご応募の方で、パソコンを使用した作品の場合は、データをCD-Rにコピーをし、印刷した作品と併せて提出してください(USBメモリーやメール添付での提出不可)。また、必ず原稿用紙設定を行った作品を提出してください。

沖縄などに旅行をされる方へ

農林水産課 ☎382-9017 📠382-7610

沖縄・奄美・トカラ・小笠原には、さつまいもなどに被害を与える害虫が、また、沖縄・奄美の一部ではかんきつ類などに被害を与える病気が発生しています。これらの病虫害のまん延を防止するために、一部の植物などは植物防疫法により対象地域からの持ち出しが規制されています。該当の地域へ旅行される方はご注意ください。

裁判所職員採用 一般職試験 (裁判所事務官、高卒者区分)

市民対話課 ☎382-9004 📠382-7660

対象 令和3年4月1日において高等学校卒業後2年以内の方または令和4年3月末までに高等学校を卒業する見込みの方

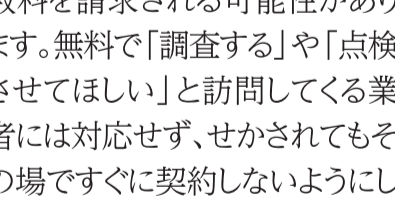
※詳しくは、裁判所ホームページの裁判所職員採用試験情報(🏠 <https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>)をご覧ください。

試験日 9月12日(日)(第1次試験)

申込み
 ○インターネット 7月6日(火)10時~15日(木)
 ○郵送 7月6日(火)~9日(金)(当日消印有効)

※郵送は、インターネット申し込みができない方のみ利用できます。

問合せ 津地方・家庭裁判所事務局総務課(☎059-226-4876(ダイヤルイン))



「火災保険を使って無料で修理できます」にご注意!

鈴鹿亀山消費生活センター
 ☎375-7611 📠370-2900

〇〇協会などと名乗る業者から、「ドローンを飛ばすので、屋根を見せてもらえないか。修理が必要であれば、火災保険を使い無料で修理ができる」とや「過去に発生した台風被害の保険金請求の期限がせまっている。屋根などの調査をさせてもらえないか」などと言われ、保険金申請サポートの契約締結をしてしまったなどの相談が、複数寄せられています。本当に保険金が支払われるかどうか分かりません。また、サポート契約後のキャンセル時に高額な手数料を請求される可能性があります。無料で「調査する」と「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応せず、せかされてもその場ですぐに契約しないようにしましょう。また、火災保険の申請を前提とした工事の勧誘には応じないようにしましょう。訪問販売では、クーリングオフ(契約解除)ができる場合があります。トラブルになった場合は消費生活センターへご相談ください。

※詳しくは、日本損害保険協会ホームページ(🏠 <https://www.sonpo.or.jp/news/caution/ctuevu00000054tc-att/hokenkingatsukaeru.pdf>)をご覧ください。

問合せ 鈴鹿亀山消費生活センター(☎375-7611 平日9時~16時(年末年始を除く))

令和3年度 鈴鹿墨書道わあるどかつぷ

地域資源活用課 ☎382-9016 📠382-0304

	子どもの部(中学生以下)	一般の部(高校生以上)
テーマ	小学生:「いろ」(1年生以下) 「すみ」(2年生) 「すずり」(3年生) 「和紙」(4年生) 「羊毛」(5年生) 「鈴鹿墨」(6年生) 中学生:「墨美彩色」	明るい未来をイメージし、文字または絵で表現してください。
用紙サイズ	半紙(タテ向き)	半紙または半切2分の1以内(タテ向き)
その他		墨の色、文字の書体、紙質は自由

出品料 子どもの部200円、一般の部300円

※支払方法は市ホームページをご覧ください。

審査 MVP賞、鈴鹿市長賞、特別審査委員賞などを選定します。

※樋口鈴峯さん(書家)が特別審査員として審査します。

※入賞者には賞状をお渡します。

申込み 7月21日(水)~9月15日(水)まで(必着)に、市ホームページ(🏠 <https://www.city.suzuka.lg.jp/topics/files/4968.html>)で紹介した方法で

◆展覧会

10月14日(木)~20日(水)にイオンモール鈴鹿で入賞作品を展示します。また、MVP賞作品は、展覧会終了後に近鉄白子駅東口ギャラリーで展示します。

📣 お知らせ

外国につながる児童の 学習支援教室 ボランティア募集

(公財)鈴鹿国際交流協会
☎383-0724 📠383-0639
✉sifa@mecha.ne.jp

外国につながる児童は、夏休みの宿題を取り組むにあたり、親が言葉の問題や経験がないため手助けできず、また学校からの支援も限られるため、提出を諦めてしまうことがあります。

これらの児童一人一人の課題にきめ細やかに対応をするため、支援いただけるボランティアを募集します。

※ベテランボランティアがサポートします。

※(独)福祉医療機構の助成を受けて実施する事業です。

対象 高校生以上

とき 8月2日(月)から31日(火)までの平日(8月9日(月)、12日(木)~16日(月)・23日(月)を除く) 9時~12時

※ボランティアいただける日数は問いません。

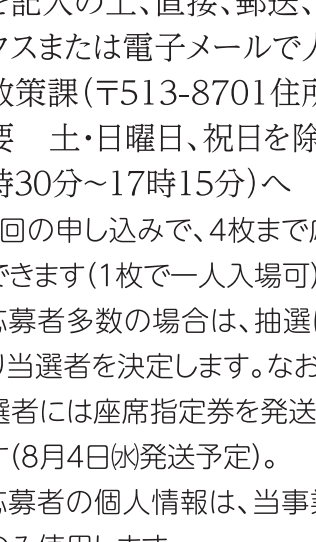
ところ 飯野小学校

申込み 7月16日(金)までに、郵便番号・住所・名前・電話番号を記入の上、ファクスまたは電子メールで、鈴鹿国際交流協会へ

◆ボランティア説明会

とき 7月25日(日)14時30分から

ところ 文化会館 第一研修室(飯野寺家町810)



👤 催し物

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や延期する場合があります。中止などは、市ホームページでお知らせします。



ヒューマン夏フェスタ 人権ふれあい劇場 「学校ウサギをつかまえろ」

人権政策課 ☎382-9011 📠382-2214
✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

小学生とその家族を対象に、親子、孫、友人同士など、演劇を通じて親しみながら人権について考える機会として、ヒューマン夏フェスタ人権ふれあい劇場を開催します。

とき 8月14日(土)14時~15時05分(開場13時)

ところ 文化会館 けやきホール(飯野寺家町810)

内容 ぎくしゃくしながらも、逃げたウサギを捕まえようと交流を深めていく子どもたちを通して、それぞれを受け入れることや、仲間と協力することの大切さに気付くことができる物語

出演 劇団うりんこ

定員 230人(全席指定)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定員数を制限しています。

入場料 無料

主催 鈴鹿市・鈴鹿市教育委員会

共催 津・伊賀人権啓発活動地域ネットワーク協議会

申込み 7月26日(月)(必着)までに、件名「学校ウサギをつかまえろ希望」・郵便番号・住所・氏名・電話番号・必要枚数を記入の上、直接、郵送、ファクスまたは電子メールで人権政策課(〒513-8701住所不要 土・日曜日、祝日を除く8時30分~17時15分)へ

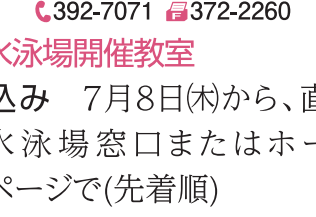
※1回の申し込みで、4枚まで応募できます(1枚で一人入場可)。

※応募者多数の場合は、抽選により当選者を決定します。なお、当選者には座席指定券を発送します(8月4日(水)発送予定)。

※応募者の個人情報、当事業でのみ使用します。

託児 10人まで(無料、生後6カ月~小学校就学前)人数・年齢・性別を記載し、座席指定券と一緒に申し込みください。

※来場の際は、マスクの着用・検温・手指消毒などにご協力ください。



鈴鹿de はたらこっ!

三重県要約筆記者養成講座 (手書き・パソコン)

障がい福祉課 ☎382-7626 📠382-7607

聴覚に障がいがある方に対して、その場で話されている内容を聞いて要約し、文字にして伝える要約筆記者を養成する講座です。

対象

○コース共通

18歳以上で、全日程の8割以上に出席でき、修了後に認定試験を受験し、県や市の派遣依頼に協力できる方

※資料送受信用の電子メールアドレスまたはファクスが必要です。

※オンラインで実施する場合がありますので、通信端末(スマホなど)をご用意ください。

○パソコンコース

基本操作、タッチタイピング(ブラインドタッチ)を習得し、ノートパソコン(Windows8以上)を持参できる方

とき 9月~令和4年12月ごろ(いずれも金曜日で月1~3回程度)

・共通講座:10時~16時30分(最大)

・コース別講座:手書きコース10時30分~12時30分、パソコンコース13時30分~15時30分

※両コースとも受講することができます。

ところ 三重県聴覚障害者支援センター(〒514-0003 津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館5階)

定員 各8人

受講料 無料(別途テキスト代3,670円程度と消耗品費が必要)

申込み 8月6日(金)まで(必着)に、申込書と志望動機(書式自由約300字)を手書きコースは郵送(消印有効)、パソコンコースは電子メール(最終日17時まで)で三重県聴覚障害者支援センターへ

※申込書は、三重県聴覚障害者支援センターホームページ(🏠<https://www.deaf-mie-center.com/>)で入手できます。

問合せ 三重県聴覚障害者支援センター(☎059-223-3302 📠059-223-3301 ✉deaf.mie-center@vivid.ocn.ne.jp)

◆面接

受講希望者全員に面接を実施し、受講に向けた各種確認を行います。

とき 8月20日(金)

※時間は、申込者へ連絡します。

ところ 三重県聴覚障害者支援センター

内容 説明、面接、パソコンスキル確認(パソコンコースのみ)

※パソコンコースの方は、ノートパソコンをご持参ください。

ポリテクセンター三重 職業訓練生募集

産業政策課 ☎382-8698 📠382-0304

金属加工、溶接、住宅、CAD技術、電気工事、電気保全の技術を身に付けて再就職を目指すための職業訓練を実施しています。

対象 ハローワークへ求職申し込みをした再就職希望者

受講料 無料

※訓練期間中、託児サービスが無料で利用できます(要事前相談)。

※受講希望者は、施設見学会(毎週木曜日実施)への参加が必要です。

問合せ ポリテクセンター三重(四日市市西日野町4691 ☎320-2645 🏠<https://www3.jeed.go.jp/mie/poly/>)

保育のお仕事相談会

子ども育成課 ☎382-7606 📠382-9054

市内の公私立保育所(園)、認定こども園、公私立幼稚園が参加し、各園のPRや保育の仕事に関する相談を行います。

※三重県保育士・保育所支援センターによる潜在保育士ミニ相談会も同時開催します。

対象 保育士資格および幼稚園教諭免許を取得している方、取得予定の方、学生

とき 7月25日(日)13時~16時

ところ 市役所本館12階

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合は、鈴鹿市求人サイト「鈴鹿deはたらこっ!」でもお知らせします。

スポーツの杜 短期教室

三重交通Gスポーツの杜鈴鹿

☎392-7071 📠372-2260

◆水泳場開催教室

申込み 7月8日(木)から、直接水泳場窓口またはホームページで(先着順)

スポーツの杜 短期教室

三重交通Gスポーツの杜鈴鹿

☎392-7071 📠372-2260

◆水泳場開催教室

申込み 7月8日(木)から、直接水泳場窓口またはホームページで(先着順)

スポーツの杜 短期教室

三重交通Gスポーツの杜鈴鹿

☎392-7071 📠372-2260

◆水泳場開催教室

申込み 7月8日(木)から、直接水泳場窓口またはホームページで(先着順)

🎤 催し物

**防火管理講習
(甲種新規・乙種)**

予防課 ☎382-9160 📠383-1447

学校、病院、工場、事業場、イベントホール、百貨店など多くの人が出入りし、勤務し、または居住する建物には、建物の用途・規模・収容人員に応じて、防火管理者を置かなければなりません。

と き

- ・防火管理甲種新規：8月17日(火)・18日(水)9時～16時(18日は15時30分まで)
- ・防火管理乙種：8月17日(火)9時～16時10分

と ころ 消防本部4階 多目的室(飯野寺家町217-1)

定 員 防火管理甲種新規・乙種合わせて50人(先着順)

参加料 3,750円(テキスト代)

申込み 下記の期間中に、所定の申込用紙に必要事項を記入し、裏面に氏名を記載した写真(縦4.5cm・横3.5cm、正面上三分身)を貼付の上、直接予防課へ

※代理人による申し込みも受け付けます。

○市内在住または市内の事業所に勤務する方(市外の事業所で鈴鹿市防火協会を含む)

7月20日(火)～8月6日(金)9時～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

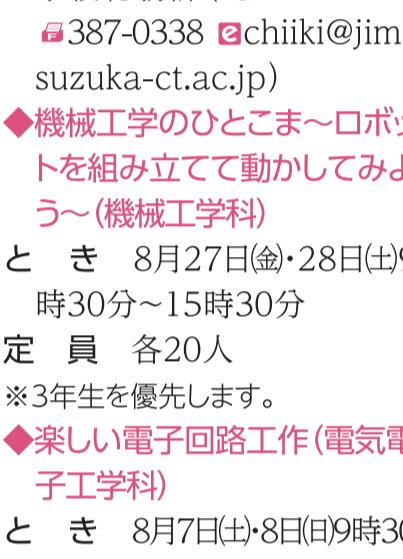
○上記以外の方

7月27日(火)～8月6日(金)9時～17時15分(土・日曜日を除く)

※申込用紙は、予防課窓口または市ホームページピックアップで入手できます。

※電話による予約はできません。

※新型コロナウイルス感染症の影響や、災害の発生、その他不測の事態により開催を中止する場合があります。



鈴鹿高専

夏季ものづくり体験教室

総合政策課 ☎382-9038 📠382-9040

鈴鹿工業高等専門学校への入学を目指している方、ものづくりが好きな方、パソコンが好きな方などは、ご参加ください。

対 象 中学生

と ころ 鈴鹿工業高等専門学校(白子町)

申込み 7月5日(月)から26日(月)12時までに、鈴鹿高専ホームページ(📌 <https://www.suzuka-ct.ac.jp/>)地域の皆様→公開講座・大会→令和3年度年間スケジュール→令和3年夏季ものづくり体験教室の詳しい内容はこちら→応募フォーム)で

※第2希望まで選択できます。

※定員を超えた場合は抽選し、申込者全員に連絡します。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止する場合があります。

問合せ 鈴鹿工業高等専門学校総務課(☎368-1717 📠387-0338 📧chiiki@jim.suzuka-ct.ac.jp)

◆機械工学のひとこま～ロボットを組み立てて動かしてみよう～(機械工学科)

と き 8月27日(金)・28日(土)9時30分～15時30分

定 員 各20人

※3年生を優先します。

◆楽しい電子回路工作(電気電子工学科)

と き 8月7日(土)・8日(日)9時30分～12時、13時30分～16時

定 員 各20人

◆マイコン電子制御[Arduino(アルディーノ)]で演奏と距離計測(電子情報工学科)

と き 8月22日(日)9時～16時

定 員 40人

◆身のまわりのおもしろ化学実験(生物応用化学学科)

と き 8月25日(水)・26日(木)10時～16時

定 員 各32人

◆材料工学科で科学者体験(材料工学科)

と き 8月20日(金)・21日(土)9時30分～16時

定 員 各18人

鈴鹿高専 ホームページ

**鈴鹿高専機械工学科
女子中学生限定Workshop
レーザー加工機で
オリジナル時計を作ろう!**

男女共同参画課 ☎381-3113 📠381-3119

女子が理工系分野に興味・関心を持ち、将来をイメージした進路選択の応援イベントです。

対 象 女子中学生

と き 8月21日(土)13時～16時

と ころ 鈴鹿工業高等専門学校(白子町)

内 容 図面作成ツール三次元CADとレーザー加工機を使って、オリジナル時計を作ります。

定 員 10人程度

※保護者は一人までです。

※受験相談にも応じます。

参加料 無料(別途保険料50円)

申込み 7月26日(月)までに、必要事項を鈴鹿高専ホームページ(鈴鹿高専ホームページ(📌 <https://www.suzuka-ct.ac.jp/>))→地域の皆様へ「公開講座・大会」→「女子中学生限定 Workshop」→応募フォーム)で

※必ず、パソコンからの電子メールが受信可能なメールアドレスを入力してください。

問合せ 鈴鹿工業高等専門学校総務課(☎368-1717 📠387-0338 📧chiiki@jim.suzuka-ct.ac.jp)

**第3回金生水沼沢植物群落
観察会**

文化財課 ☎382-9031 📠382-9071

サギソウなどを観察します(予定)。

と き 7月24日(土)①8時②9時30分(少雨決行)

※2回に分けて実施します。

と ころ 金生水沼沢植物群落(地子町563・西條町675-1)

※自家用車でお越しの方には、当日①7時45分、②9時15分に飯野地区市民センター(西条町463)で沼沢付近の駐車案内図をお渡しします。現地付近の道路は駐車厳禁です。

※徒歩・自転車の方は開始時刻までに直接、開催場所にお越しください。

定 員 各15人(先着順)

参加料 無料

持ち物 水筒、タオル、帽子、虫除けスプレー、長靴など

※雨天時は雨具をご準備ください。

申込み 7月9日(金)から電話で文化財課へ

7月の納税・納付

○固定資産税・都市計画税…2期

○国民健康保険料…1期

【納期限は8月2日(月)です】

**ひびきよう
人権尊重の輪**

**核兵器のない世界を
目指して**

人権政策課 ☎382-9011 📠382-2214

📧jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

教育支援課 ☎382-9055 📠382-9053

📧kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

犯罪被害を受けた方やその家族・遺族(「犯罪被害者等」といいます)は、犯罪による直接的な被害だけではなく、心身の変調をはじめ、医療費の負担や失業などによる経済的困窮、取材や報道による深刻なストレス、周囲の理解不足による社会的孤立など、さまざまな問題(二次被害)に苦しめられることも少なくありません。

本市では、犯罪被害者等が一日も早く平穏な生活を取り戻すことができるよう支援するとともに、犯罪被害者等を支える地域社会をつくり、誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するために「犯罪被害者等支援条例」を制定しました(令和3年4月1日施行)。

条例では、犯罪被害者等支援の基本理念の一つ目に、「犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と掲げています。犯罪被害者等は、「かわいそうだから」支援するのではなく、基本的人権の尊重という観点から、当然支援されるべき立場にあるのです。

犯罪被害は誰の身にも起こり得る問題です。一人一人が決して他人事とせず、犯罪被害者等の苦しみに寄り添い、置かれている状況について理解を深め、二次被害が生じないように十分配慮することが、犯罪被害者等の生活再建のためには何より大切です。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。